



東京海上日動

学校旅行総合保険

学校行事の旅行における旅行参加者のケガや、学校が負担する
緊急対応費用等を補償します。

旅行



学校旅行総合保険の特長



※保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.5～P.8をご確認ください。

1 学校旅行に伴う危険を2つの面から総合的に補償します。

旅行参加者保険

旅行参加者のケガ、病気（海外旅行のみ）、賠償責任、救援者費用を補償します。

学校保険

万一の際に、学校が負担する緊急対応費用、賠償責任、弔慰費用を補償します。

※旅行参加者保険は旅行参加者条項、学校保険は学校条項のペットネームです。

2 児童・生徒等の補償が充実しています。

旅行参加者保険

①児童・生徒等（保険の対象となる方）が後遺障害を負った場合には、支払った後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してお支払いします*1。

*1 後遺障害保険金を支払った場合で、ケガをした日からその日を含めて180日を経過し、かつ、保険の対象となる方が生存していることを条件とします。

②熱中症（国内旅行のみ）、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も保険金のお支払対象となります。

3 万一の際に家族が負担した費用を補償します。

旅行参加者保険

旅行参加者が、

①生死が確認できない場合

②緊急な捜索・救助活動が必要となった場合

③ケガ・病気のためその後の旅行ができなくなった場合

等に、旅行参加者の法定相続人等が現地に赴く際の費用等をお支払いします。



4 学校が負担した費用を補償します。

学校保険

旅行参加者が、

①生死が確認できない場合

②緊急な捜索・救助活動が必要となった場合

③ケガ・病気のためその後の旅行ができなくなった場合

等に、学校が負担する応対施設の借上費用、教職員・旅行参加者の法定相続人等の現地への派遣費用等をお支払いします。

5 弔慰費用もお支払いします。

学校保険

旅行中に旅行参加者がケガ・病気により死亡された場合には、学校が法定相続人に対して支払った弔慰費用をお支払いします。

6 所定の事由により旅行日程が延びた場合、保険期間が自動延長されます。

交通機関の遅延・欠航・運休、予約受付ミスによる航空機等の搭乗不能、旅行参加者がケガ・病気により医師の治療を受けられたこと等により予定どおりに帰着できない場合には、延長手続きを行っていないときでも、3日間を限度として保険責任の終期が自動的に延長されることがあります。

※3日間を超えて遅延する場合には、保険期間の延長手続きや追加保険料の払込みを行ってください。

学校旅行総合保険の概要

学校旅行総合保険の仕組み

学校旅行総合保険は、学校旅行中の事故等について補償するもので、次の2つの保険をセットしたものです。

- 旅行に参加する方のための保険……… **旅行参加者保険**
- 旅行を実施する学校のための保険……… **学校保険**



① 2つの保険は、それぞれ次のような場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類		国内旅行の場合	海外旅行の場合	
旅行参加者保険	(傷害) 死亡保険金	ケガによって死亡したとき	○	○
	(傷害) 後遺障害保険金	ケガによって後遺障害を被ったとき	○	○
	(傷害) 入院特別保険金	ケガによって入院したとき (一定額)	○	
	(傷害) 治療費用保険金	ケガをしたとき (医師の治療実費)		○
	疾病死亡保険金	病気によって死亡したとき		○
	疾病治療費用保険金	病気にかかったとき (医師の治療実費)		○
	個人賠償責任保険金	法律上の損害賠償責任を負ったとき	○	○
学校保険	救援者費用保険金	事故の際に保険の対象となる方の法定相続人等が渡航費用等を負担したとき	○	○
	学校緊急対応費用保険金	教職員・旅行参加者の法定相続人の現地派遣費用等を負担したとき	○	○
	賠償責任保険金	法律上の損害賠償責任を負ったとき	○	○
	弔慰費用保険金	旅行参加者が死亡したとき (弔慰費用)	○	○

② 旅行参加者保険と学校保険は、個別にご契約もできます。

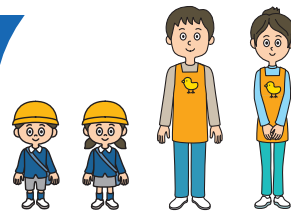
学校旅行総合保険は、**旅行参加者保険** と **学校保険** をセットした保険ですが、どちらか一方のみのご契約も可能です。

なお、旅行参加者保険、学校保険には上表の補償が自動的にセットされていますが、旅行参加者保険の「疾病死亡保険金」「疾病治療費用保険金」「個人賠償責任保険金」、学校保険の「賠償責任保険金」「弔慰費用保険金」については、除いてご契約いただくこともできます。

※旅行参加者保険および学校保険の旅行参加者ごとの保険金額は、**全員同一の保険金額**となります。



学校旅行総合保険の概要



対象となる学校の範囲

この保険の対象となるのは、次の学校です。

- 学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む）、専修学校（高等専修学校、専門学校等）、各種学校、特別支援学校
- 児童福祉法に定める保育所
※児童福祉法に定める保育所以外の児童福祉施設や、塾・スイミングスクール等の法律に基づかない学校等は対象となりません。
- 認定こども園
※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定めるものをいいます。

対象となる旅行の範囲

この保険の対象となるのは、学年単位もしくはそれ以上の単位、または学科単位もしくはそれ以上の単位で実施され、学校行事として教職員が同行する次のような旅行です。ただし30日以内の旅行に限ります。

- 修学旅行、遠足等の旅行的行事
- 各教科（理科、社会、保健体育等）で実施される自然観察、実地見学およびスキー・スケート教室等
- 臨海学校、林間学校等
- 海外でのホームステイ（宿泊場所が団体宿泊ではなく各家庭であっても、見学・観光等が団体行動として行われているもの）等

なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行等は対象とはなりません。

保険のご契約者となる方

この保険のご契約者になれるのは、学校の設置者（学校長または理事長等）です。

保険の対象となる方、保険の補償を受けられる方

旅行参加者保険

旅行に参加する園児・児童・生徒・学生、引率の教職員および付き添いの親族*1の方が対象となります。

学校保険

学校の設置者が対象となります（国・地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人および学校法人等をいいます。）。

契約方式

1旅行単位でのお引受けとなり、原則同一の旅行に参加する園児・児童・生徒・学生、引率の教職員、付き添いの親族*1の方全員でのお引受けとなります。

お申し込みの際に

お申し込みの際は、旅行の内容・経路、旅行中に実施する運動の有無、他の保険契約等*2の有無等についてお答えいただくとともに、旅行参加者保険をご契約の場合は、旅行参加者全員の名簿をご提出いただきます。

- *1 6親等以内の血族、配偶者*3または3親等以内の姻族をいいます。
- *2 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）にて保険のお引受けができないときがあります。
- *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。
①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金額(ご契約金額) / お払い込みいただく保険料

ご注意

- 国内旅行と海外旅行では、保険期間の教え方が異なりますのでご注意ください。例えば、7月1日から7月8日までの保険期間は次のとおりです。
国内旅行の場合：8日間（初日を含めます。） 海外旅行の場合：7日間（初日を含めません。）
- 最低保険料は、1保険契約につき1,000円となります。

国内旅行

海外旅行

旅行参加者保険 国内

(保険の対象となる方(旅行参加者)1名あたり)

ご契約タイプ		K	L	M	N
保険金額 (ご契約金額)	死亡・後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	傷害 入院特別	1万円～10万円*	1万円～10万円*	1万円～10万円*	1万円～10万円*
	個人賠償責任 (免責金額 (自己負担額) 0円)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	救援者費用	100万円	50万円	30万円	20万円
	お払い込みいただく保険料				
保険期間	日帰り	540円	365円	210円	133円
	2日(1泊2日)	584円	394円	227円	143円
	3日(2泊3日)	629円	424円	244円	154円
	4日(3泊4日)	672円	454円	261円	164円
	5日(4泊5日)	717円	484円	278円	175円
	6日(5泊6日)	762円	514円	295円	186円
	7日(6泊7日)	805円	544円	312円	196円
	8日(7泊8日)	849円	573円	328円	206円
	9日(8泊9日)	893円	602円	345円	216円
	10日(9泊10日)	937円	633円	362円	227円

- *入院期間に応じて、以下の金額をお支払いします。
- 6か月以上の場合 10万円
 - 3か月以上6か月未満の場合 5万円
 - 1週間以上3か月未満の場合 3万円
 - 1週間未満の場合 1万円

旅行参加者保険 海外

(保険の対象となる方(旅行参加者)1名あたり)

ご契約タイプ		A	B	C	D
保険金額 (ご契約金額)	死亡・後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	傷害 治療費用	500万円	300万円	200万円	100万円
	疾病 死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	治療費用	500万円	300万円	200万円	100万円
	個人賠償責任 (免責金額 (自己負担額) 0円)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
救援者費用	500万円	300万円	200万円	100万円	
お払い込みいただく保険料	3日(3泊4日)	1,581円	1,019円	569円	289円
	4日(4泊5日)	1,750円	1,129円	630円	320円
	5日(5泊6日)	1,920円	1,238円	691円	352円
	6日(6泊7日)	2,089円	1,346円	753円	382円
	7日(7泊8日)	2,259円	1,455円	814円	415円
	8日(8泊9日)	2,428円	1,564円	877円	445円
	9日(9泊10日)	2,598円	1,673円	938円	477円
	10日(10泊11日)	2,768円	1,784円	1,000円	509円
	11日(11泊12日)	2,938円	1,891円	1,062円	540円
	12日(12泊13日)	3,107円	2,001円	1,123円	572円

学校保険 国内

(旅行参加者1名あたり)

ご契約タイプ		W	X	Y	Z
保険金額 (ご契約金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	100万円	50万円	30万円	20万円
	対人賠償責任 (免責金額 (自己負担額) 10,000円)	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円
	対物賠償責任 (免責金額 (自己負担額) 10,000円)	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円
	弔慰費用 (1名あたり)	50万円	30万円	20万円	10万円
お払い込みいただく保険料	日帰り	91円	53円	36円	28円
	2日(1泊2日)	97円	56円	39円	30円
	3日(2泊3日)	103円	58円	40円	31円
	4日(3泊4日)	108円	62円	44円	33円
	5日(4泊5日)	114円	66円	46円	35円
	6日(5泊6日)	120円	68円	47円	36円
	7日(6泊7日)	125円	72円	50円	38円
	8日(7泊8日)	132円	75円	52円	40円
	9日(8泊9日)	138円	79円	55円	42円
	10日(9泊10日)	142円	82円	57円	43円

学校保険 海外

(旅行参加者1名あたり)

ご契約タイプ		S	T	U	V
保険金額 (ご契約金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	500万円	300万円	200万円	100万円
	対人賠償責任 (免責金額 (自己負担額) 10,000円)	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円
	対物賠償責任 (免責金額 (自己負担額) 10,000円)	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円
	弔慰費用 (1名あたり)	50万円	30万円	20万円	10万円
お払い込みいただく保険料	3日(3泊4日)	134円	86円	62円	38円
	4日(4泊5日)	149円	95円	68円	42円
	5日(5泊6日)	163円	104円	74円	45円
	6日(6泊7日)	178円	113円	80円	48円
	7日(7泊8日)	193円	122円	87円	52円
	8日(8泊9日)	208円	132円	94円	56円
	9日(9泊10日)	222円	141円	100円	59円
	10日(10泊11日)	238円	150円	106円	63円
	11日(11泊12日)	253円	159円	113円	66円
	12日(12泊13日)	267円	168円	118円	70円

- ご注意 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山等の危険な運動等を行う場合には、割増保険料が必要となります(運動等の種類については、P.5～P.8のご注意をご参照ください)。割増保険料をお払い込みいただいていない場合には、旅行参加者保険の(傷害)死亡・後遺障害保険金、(傷害)入院特別保険金、(傷害)治療費用保険金、救援者費用保険金および学校保険の学校緊急対応費用保険金の支払額が削減されます。
- 上表のご契約タイプ以外の補償の組み合わせや保険金額(ご契約金額)をご希望の場合には、代理店または弊社にお問い合わせください。

旅行参加者保険のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険金のお支払対象…右の色区分のとおりです。

国内旅行・海外旅行共通の場合
国内旅行の場合
海外旅行の場合

● 下記海外旅行については「海外旅行にお
● 保険金のお支払対象となっていない身体に生じ

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	
傷 害	死亡保険金 国内 海外	旅行中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	保険の対象となる方の死亡・後遺障害保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。
	後遺障害保険金 国内 海外	旅行中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害 *2 が生じた場合	後遺障害 *2 の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に 4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。
	〈追加支払〉 国内 海外	傷害後遺障害保険金を支払った場合で、事故の日からその日を含めて 180 日を経過し、かつ、生存されている場合	お支払いした後遺障害保険金の額の 50%を追加してお支払いします。
	入院特別保険金 国内	国内旅行中のケガにより、医師の指示に基づき入院 *3 された場合 等	入院期間に応じて、右記の金額をお支払いします。 入院期間中さらに入院特別保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院特別保険金を支払いません。
	治療費用保険金 海外 *4	海外旅行中のケガにより、医師の治療 *5 を受けられた場合	1回のケガについて、実際に支出した次の金額をその保険の対象となる方の治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限ります。
疾 病	死亡保険金 海外	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始から旅行終了後 72時間を経過するまで の間に発病し、かつ、医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合（旅行終了後に発病した病気については、その病気の原因が旅行中に発生したものに限ります。） ③海外旅行中に感染した特定の感染症 *6 *7 により、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合	その保険の対象となる方の疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。
	治療費用保険金 海外 *4	①海外旅行開始から旅行終了後 72時間を経過するまで の間に発病し、かつ、医師の治療を開始した場合（旅行終了後に発病した病気については、その病気の原因が旅行中に発生したものに限ります。） ②海外旅行中に感染した特定の感染症 *6 *8 により、旅行終了日からその日を含めて 30日を経過するまで の間に医師の治療を開始した場合	1つの病気について、実際に支出した次の金額をその保険の対象となる方の疾病治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、初診の日からその日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限ります。
個人賠償責任保険金 国内 海外 *4	旅行中の偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物（レンタル会社よりその旅行のために賃借した旅行用品および宿泊施設の客室・客室内動産を含みます。）に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故についてその保険の対象となる方の個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金等をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	
救済者費用保険金 国内 海外 *4	①旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索、救助活動が必要なおことが警察等の公的機関により確認された場合 ②保険の対象となる方が以下のいずれかに該当した場合 ・ケガ、病気のために旅行中に死亡された場合 ・旅行中のケガや旅行中に発病した病気により、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 *9	ご契約者、保険の対象となる方またはその保険の対象となる方の法定相続人が負担した次の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて救済者費用保険金額を限度とします。	



***1** 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものは保険金のお支払対象となります。また、「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」がセットされているため、海外旅行の場合、暴動によるものは保険金のお支払対象となります。

***2** 治療 ***5** の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

***3** 自宅等での治療 ***5** が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療 ***5** に専念することをいいます。

***4** 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

***5** 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。

***6** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

***7** 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

***8** 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

***9** 旅行終了後 48 時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合に限ります。

***10** 保険の対象となる方の生死判明後または緊急な捜索、救助活動終了後に現地に赴くための費用は除きます。

■ ご注意 ● 旅行中とは、保険期間中で、かつ、保険の対象となる方が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中のこととをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ける支払責任の拡大に関する特約「感染症追加担保特約」がセットされた内容です。
た障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

お支払いする保険金

※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額をお支払いします。

※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります（生存時に追加してお支払いする金額を除きます。）。ただし、下記の後遺障害保険金の〈追加支払〉分については、これとは別に重ねてお支払いします。

- ①入院期間6か月以上の場合 10万円
- ②入院期間3か月以上6か月未満の場合 5万円
- ③入院期間1週間以上3か月未満の場合 3万円
- ④入院期間1週間未満の場合 1万円



- ①診療費関係または入院費関係の費用（緊急移送費や病院が利用できない場合の宿泊施設の客室料等の費用を含みます。）で、治療*5のために実際に支出した金額
- ②入院*3により必要となった交通費、身の回り品購入費（3万円限度）、治療*5のために必要な通訳雇入費、国際電話料等通信費等の諸費用のうち実際に支出した金額。ただし、上記①の金額の10%または20万円のいずれか低い金額を限度とします。
- ③保険金請求のために必要な医師の診断書費用
- ※1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等からの支払いによって保険の対象となる方が直接支払う必要のない部分、また、海外において同様の制度によって保険の対象となる方が医療機関に直接支払う必要のない部分は、保険金のお支払対象とはなりません。
- ※2 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

- ①診療費関係または入院費関係の費用（緊急移送費や病院が利用できない場合の宿泊施設の客室料等の費用を含みます。）で、治療のために実際に支出した金額
- ②入院*3により必要となった交通費、身の回り品購入費（3万円限度）、治療のために必要な通訳雇入費、国際電話料等通信費等の諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、上記①の金額の10%または20万円のいずれか低い金額を限度とします。
- ③保険金請求のために必要な医師の診断書費用
- ※1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等からの支払いによって保険の対象となる方が直接支払う必要のない部分、また、海外において同様の制度によって保険の対象となる方が医療機関に直接支払う必要のない部分は、保険金のお支払対象とはなりません。
- ※2 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

- ※1 ご契約時に免責金額（自己負担額）を定めた場合は、1回の事故について免責金額を自己負担していただきます。
- ※2 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
- ※3 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金のお支払対象となります。

- ① 捜索救助費用
- ② 親族現地急行費用（保険の対象となる方1名について救援者2名分を限度とします。）
 - ② 現地までの1往復分の交通費*10
 - ③ 現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料（救援者1名について14日分を限度とします。）*10
 - ④ 渡航手続費*10
- ③ 国内連絡場所訪問費用（保険の対象となる方1名について訪問者2名分を限度とします。）上記②の②、③に準じた費用が支払われます。
- ④ 現地からの移送費用
- ⑤ 帰宅費用（保険の対象となる方が予定された交通機関を使用できず、住居へ帰るために支払った追加運賃をいいます。）
- ⑥ 諸雑費（救援者の現地での交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、遺体処理費等で、保険の対象となる方1名について国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円を限度とします。）

- 交通機関が遅延または欠航・運休した場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、延長手続きを行っていないときでも、3日間を限度として保険責任の終期が自動的に延長されることがあります。
- 下記の運動等を行っている間の事故については、割増保険料をお支払い込みいただいていない場合、（傷害）死亡・後遺障害保険金、（傷害）入院特別保険金、（傷害）治療費用保険金、救援者費用保険金の支払額が削減されます。

ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症（「傷害」と記載の保険金で国内旅行の場合のみ）（以下、「熱中症」といいます。）、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、熱中症を除き、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く、職業病・テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、次のような原因により生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者の故意または重大な過失
- ② 保険の対象となる方の故意または重大な過失
- ③ 保険金受取人の故意または重大な過失
- ④ けんかや自殺行為・犯罪行為
- ⑤ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ⑥ 脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*1
- ⑧ 放射線照射、放射能汚染
- ⑨ 地震、噴火、津波（国内旅行の場合に限ります。）
- ⑩ むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ⑪ 妊娠、出産、早産または流産



※②および④～⑥については、その保険の対象となる方の被ったケガに限ります。

上記①、②、③、④、⑦、⑧、⑩の原因により発病した病気に加え、たとえば、次の病気に対しては、保険金をお支払いしません。
・ 歯科疾病

上記①、②、③、④、⑦、⑧、⑩、⑪の原因により発病した病気に加え、たとえば、次の病気に対しては、保険金をお支払いしません。
・ 歯科疾病

上記⑦、⑨に加え、たとえば、次のような原因により生じた賠償責任に対しては、保険金をお支払いしません。
・ 契約者の故意
・ 保険の対象となる方の故意
・ 保険の対象となる方の職務遂行
・ 保険の対象となる方の所有・使用・管理
・ 車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理

上記①、②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪に加え、たとえば次のような原因により発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。
・ 歯科疾病

学校保険のご説明(お支払いする保険金の内容)

●下記は「感染症追加担保特約」「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約（海外旅行の場合）」がセットされた内容です。



保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払い
学校緊急対応費用保険金 国内 海外 *1	①旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により、旅行参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索、救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ②旅行参加者が以下のいずれかに該当した場合 ・ケガ、病気のために旅行中に死亡された場合 ・旅行中のケガや旅行中に発病した病気により、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 *2	保険の補償を受けられる方が負担した次の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、旅行参加者1名について、学校緊急対応費用保険金額を限度とします。
賠償責任保険金 国内 海外 *1	旅行中の教職員の不注意等による偶然な事故に起因して、児童・生徒または第三者にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して、保険の補償を受けられる方が法律上の賠償責任を負った場合	保険の補償を受けられる方が負担した損害賠償金等をお支払いします。ただし、対人事故の場合は1名・1事故あたり、対物事故の場合は1事故あたりについて、賠償責任保険金額を限度とします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
弔慰費用保険金 国内 海外 *1	①旅行中のケガにより、旅行参加者が事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）または旅行中に病気により死亡された場合 ②旅行の開始から旅行終了後 48時間を経過するまで の間に旅行参加者が発病し、かつ、医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（旅行終了後に発病した病気については、病気の原因が旅行中に発生したものに限りま。） ③旅行中に感染した特定の感染症 *4 *5 により、旅行参加者が旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	保険の補償を受けられる方が旅行参加者の法定相続人に支払った弔慰金をお支払いします。ただし、旅行参加者1名について、弔慰費用保険金額を限度とします。

*1 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

*2 旅行終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合に限りま。

*3 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものは保険金のお支払対象となります。また、「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」がセットされているため、海外旅行の場合、暴動によるものは保険金のお支払対象となります。

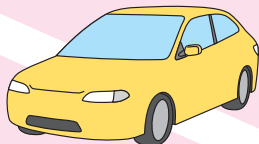

*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

*5 旅行参加者が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

■ **ご注意** ●旅行中とは、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中のことをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は旅行参加者が居住している戸室内をいいます。

●交通機関が遅延または欠航・運休した場合、旅行参加者が医師の治療を受けられた場合等には、延長手続きを行っていないときでも、3日間を限度として保険責任の終期が自動的に延長されることがあります。

国内旅行・海外旅行とも、共通の内容となります。

する保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>① 捜索救助費用</p> <p>② 教職員・親族等派遣費用</p> <p> ② 現地までの1往復分の交通費</p> <p> ① 現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料</p> <p> ② 渡航手続費</p> <p>ただし、旅行参加者の生死判明後または緊急な捜索、救助活動終了後に現地に赴くための費用は除きます。</p> <p>③ 応対施設借上費用</p> <p>④ 現地からの旅行参加者移送費用</p> <p>⑤ 葬儀費用（葬儀を保険の補償を受けられる方が営んだ場合に限り。）</p> <p>⑥ 諸雑費（教職員・旅行参加者の親族等の現地での交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、遺体処理費等で、国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円にそれぞれ事故等にあった旅行参加者数を乗じた額を限度とします。）</p>	<p>たとえば、次のような事由により生じた事故に対して負担した費用は、保険金をお支払いしません。</p> <p>① ご契約者、保険の補償を受けられる方の故意または重大な過失</p> <p>② 旅行参加者の故意または重大な過失</p> <p>③ 旅行参加者のけんかや自殺行為・犯罪行為</p> <p>④ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*3</p> <p>⑥ 放射線照射、放射能汚染</p> <p>⑦ 地震、噴火、津波（国内旅行の場合に限り。）</p> <p>⑧ むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑨ 妊娠・出産・早産・流産または歯科疾病</p> <p>※②～④については、その旅行参加者に関する費用に限り。</p>
<p>※1 ご契約時に免責金額（自己負担額）を定めた場合は、対人・対物事故ごとに、1回の事故について免責金額を自己負担していただきます。</p> <p>※2 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするとき、あらかじめ弊社にご相談ください。</p>	<p>上記⑤、⑦に加え、たとえば、次のような原因により生じた賠償責任に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の補償を受けられる方の故意 ・保険の補償を受けられる方の所有・使用・管理する不動産 ・車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理 
	<p>上記①～⑦、⑨に加え、たとえば、次のような原因により甲斐金を支払った場合には、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・早産・流産が原因の病気 

●下記の運動等を行っている間の事故については、割増保険料をお払い込みいただいていない場合、学校緊急対応費用保険金の支払額が削減されます。

ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

●ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く、職業病・テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

事故が発生した場合のサービス対応

※各サービス内容は変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。



国内旅行の場合

事故の際には日本全国で
ご相談にお応えします。



1 全国各地に展開する損害サービス対応ネットワーク

営業時間内は、全国各地の損害サービスセンターが、事故に関するご相談から保険金請求までのお手伝いをいたします。

2 24時間365日受付

営業時間外の休日や夜間に事故に遭われた場合でも、「東京海上日動安心110番」が事故通知の受付、ご相談に応じます。通話料は弊社負担（フリーダイヤル）で、日本全国どこからでもご連絡いただけます。なお、ご連絡いただいた場合には、はじめにご契約の内容を確認させていただきますので、お手元に保険証券をご用意ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

 0120-720-110

ネットでのご連絡の場合はこちら▶



海外旅行の場合

充実したサービスで、
バックアップいたします。



東京海上日動海外総合サポートデスク

世界各地からの相談に日本（東京）で集中的に対応いたします。
また、弊社のネットワークでサポートします。

サービスのご利用に際しましては、保険証券および参加者名簿を東京海上日動海外総合サポートデスクへファックス、メール等で送付いただく必要がありますので、オペレーターのご案内に沿ってご対応ください。

受付時間： **24時間 365日**

〈サービス内容〉

- 保険金の請求方法に関する各種相談
- 最寄りの病院の案内・紹介
- 病人、ケガ人の移送手配
- 日本からの救援者の渡航手続、ホテル手配のサポート
- ご遺体の日本への移送手配

※東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡いただくことで、弊社の海外旅行保険にご契約いただいたお客様向けサービスの「キャッシュレス・メディカル・サービス（弊社の提携病院以外で受診する場合）」をご利用いただけます。なお、「トラベルプロテクト」は本保険ではご利用いただけません。

受付電話番号
(コレクトコール) **(81)-3-6758-2460**

国際電話局のオペレーターに上記電話番号へのコレクトコールを申し込んでください（オペレーターとの会話は、現地語または英語になります。※日本語は通じませんので、あらかじめご了承ください。）。

保険金請求の手続き



この保険で保険金のお支払対象となる事故が起こった場合には、以下の手続きが必要となります。

学校旅行総合保険の特長

学校旅行総合保険の概要

保険金額（ご契約金額）
お払い込みいただく保険料

旅行参加者保険のご説明
（お支払いする保険金の内容）

学校保険のご説明
（お支払いする保険金の内容）

事故が発生した場合の
サービス対応

保険金請求の手続き

旅行参加者保険 の場合

1 事故のご通知

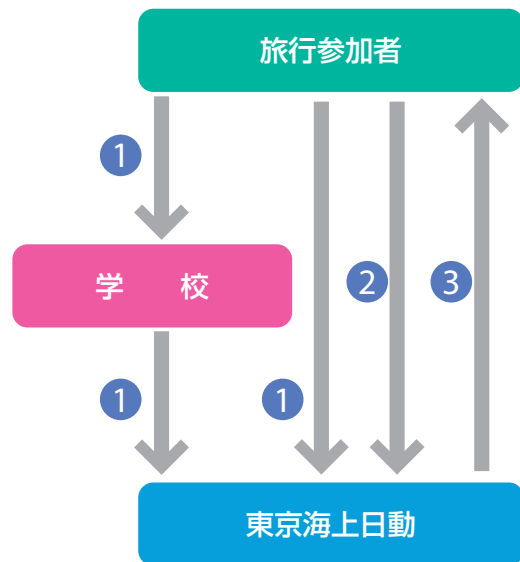
事故発生後 30 日以内に、保険の対象となる方から直接または学校経由で、ご契約の代理店または弊社へ事故の内容についてご通知ください。

2 保険金のご請求

保険金の請求の際は、保険金請求書に必要事項をご記入のうえ、弊社にご提出ください。
保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類等をご提出いただきます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

3 保険金のお支払い

保険金請求書類を受領後、指定された口座に弊社から保険金をお振込みさせていただきます。



学校保険 の場合

1 事故のご通知

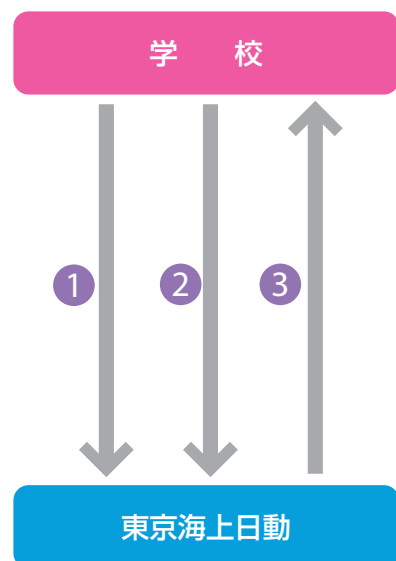
事故発生後 30 日以内に、学校からご契約の代理店または弊社へ事故の内容についてご通知ください。

2 保険金のご請求

保険金の請求の際は、保険金請求書に必要事項をご記入のうえ、弊社にご提出ください。
保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類等をご提出いただきます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

3 保険金のお支払い

保険金請求書類を受領後、指定された口座に弊社から保険金をお振込みさせていただきます。



ご契約に関するご注意

- ①**保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
 - ②**保険証券**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券が1か月以上経過しても届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。お問い合わせに際しましては、証券番号、保険の種類、保険期間およびご契約の代理店名等をご連絡願います。なお、保険証券をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。
 - ③**補償の重複について**：
 - 個人賠償責任担保条項等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族や、保険の補償を受けられる方が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。
- ※補償の重複に関する確認のため、弊社は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。
- *1 学校旅行総合保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については、専用チラシをご参照ください。

このパンフレットは学校旅行総合保険の概要をご紹介したものです。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。

また、詳細は『学校旅行総合保険の約款』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方が異なる場合は、このパンフレットの内容をご契約者から保険の対象となる方・保険の補償を受けられる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。